

議案第 3 1 号

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第
1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「特定相談支援事業」の次に「及び児童福祉法（昭和
2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援事業」
を加える。

第 5 条第 2 号中「計画相談支援サービス」の次に「及び障害児相談支援サー
ビス」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第31号参考資料

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園(以下「のぞみ園」という。)は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第5条第16項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第2項第2号の業務により提供される<u>計画相談支援サービス及び障害児相談支援サービス</u> 提供に係る契約を交わしていること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園(以下「のぞみ園」という。)は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業</p> <p>(3) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第2項第2号の業務により提供される計画相談支援サービス 提供に係る契約を交わしていること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>